

定 款

キオクシアホールディングス株式会社

# キオクシアホールディングス株式会社

## 定 款

### 第1章 総 則

#### 第1条 (商号)

当会社は、キオクシアホールディングス株式会社と称し、英文では、Kioxia Holdings Corporationと表示する。

#### 第2条 (目的)

当会社は、次の業務及びこれらに相当する業務を営む会社(外国会社を含む。)その他の法人等の株式及び持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配・管理することをその目的とする。

- (1) 電気機械器具製造業
- (2) 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、設計、製造及び販売その他の処分
- (3) 電気機器、電子機器、通信機器の部品及び材料の研究、開発、設計、製造及び販売その他の処分
- (4) 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売及び保守
- (5) 前各号の業務に関するコンサルティング業務
- (6) 前各号に付帯、関連する一切の業務
- (7) 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資

#### 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

#### 第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

#### 第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって

電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、2,070,000,000株とし、当会社の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

- |            |                |
|------------|----------------|
| (1) 普通株式   | 2,070,000,000株 |
| (2) 甲種優先株式 | 1,200株         |
| (3) 乙種優先株式 | 1,800株         |

### 第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の普通株式の単元株式数は100株とし、甲種優先株式及び乙種優先株式の単元株式数は1株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- |  |
|--|
| (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利                      |
| (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利                 |
| (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 |

### 第10条（株主名簿管理人）

- 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。

## 第 11 条 (株式取扱規程)

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第 3 章 甲種優先株式

### 第 12 条 (甲種優先株式)

当会社の発行する甲種優先株式の内容は、第 2 章及び本章に定めるとおりとし、特に定めがない点については、普通株式と同一の内容とする。

### 第 13 条 (譲渡制限)

譲渡による甲種優先株式の取得については、当会社の承認を得なければならない。

### 第 14 条 (剰余金の配当)

- 当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲種優先株式を有する株主(以下「甲種優先株主」という。)又は甲種優先株式の登録株式質権者(以下「甲種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対する配当(以下「普通配当」という。)に先立ち、甲種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額(以下「甲種優先配当金」という。)の剰余金の配当(以下「甲種優先配当」という。)を行う。なお、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種優先配当の支払い及び乙種優先株式を有する株主(以下「乙種優先株主」という。)又は乙種優先株式の登録株式質権者(以下「乙種優先登録株式質権者」という。)への乙種優先配当(第 23 条第 1 項に定める。以下同じ。)の支払いは同順位とする。
- (1) 甲種優先配当金の額は、甲種優先株式 1 株につき、当該配当に係る基準日の属する事業年度の甲種優先株式基本価額に甲種優先配当率を乗じた金額(ただし、甲種優先株式に係る払込期日が属する事業年度に属する日を基準日として剰余金の配当を行う場合又は事業年度終了日以外の日を基準日として剰余金の配当を行う場合は、当該配当に係る基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日)(同日を含む。)から当該配当に係る基準日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(1 年を 365 日として計算し、除算は最後に行い、1 円未満の端数は切り捨てる。以下の日割計算について同様とする。)をすることにより算出される額)とする。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする甲種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。  
(2) 本章において、「甲種優先株式基本価額」とは、払込期日の属する事業年度におい

ては、100,000,000 円とし、翌事業年度以降は、前事業年度の末日時点における甲種優先株式基本価額に、前事業年度に属する日を基準日とする甲種優先配当金の全部又は一部の配当が行われなかつた場合には当該未払いの甲種優先配当金の額を加算した額とする。ただし、ある事業年度において本条第 4 項に定める甲種特別配当が行われた場合には、当該甲種特別配当が支払われた日に当該甲種特別配当の額に相当する額を甲種優先株式基本価額から減額するものとする。なお、当該甲種特別配当が行われた場合、甲種優先配当金の額の計算にあたつては、当該甲種特別配当の日の前日(同日を含む。)までの期間については、当該減額前の甲種優先株式基本価額を、また、当該甲種特別配当の日(同日を含む。)以降の期間については、当該減額後の甲種優先株式基本価額を、それぞれ用いて日割計算を行うものとする。

(3) 本章において「甲種優先配当率」とは以下に定める率(年率)をいう。ただし、ある事業年度の初日から当該配当に係る基準日までの期間に甲種優先配当率の変更が生じることになる場合、甲種優先配当金の額の計算にあたつては、変更前の期間については変更前の甲種優先配当率を、変更後の期間については変更後の甲種優先配当率を用いて、日割計算を行うものとする。

払込期日から 2024 年 6 月 16 日まで:4.05%

2024 年 6 月 17 日から 2025 年 3 月 31 日まで:8.05%

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで:7.05%

2026 年 10 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで:8.35%

2027 年 4 月 1 日以降:9.65%

3. ある事業年度に属する日を基準日として、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対して本条第 1 項に基づき支払う 1 株当たりの甲種優先配当の額の合計額が当該事業年度に係る甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
4. 当会社は、その選択により、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当に先立ち、又は、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当を行った後に、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し、甲種優先株式 1 株につき、その時点における甲種優先株式基本価額から 100,000,000 円を控除した額を超えない範囲で、剰余金の配当(以下「甲種特別配当」という。)を行うことができる。なお、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種特別配当の支払い及び乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者への乙種特別配当(第 23 条第 4 項に定める。以下同じ。)の支払いは同順位とする。
5. 当会社は、本条第 1 項及び第 4 項に定めるもののほか、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し剰余金の配当は行わない。

## 第 15 条 (残余財産の分配)

1. 当会社は、残余財産を分配するときは、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に

対し、普通株主又は普通登録株式質権者及び乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に先立ち、甲種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭(以下「甲種優先株式取得価額」という。)を支払う。

2. 「甲種優先株式取得価額」は、甲種優先株式 1 株につき、残余財産分配日における甲種優先株式基本価額に、残余財産分配日における 1 株当たり未払配当金相当額を加算した額をいう。「残余財産分配日における 1 株当たり未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剰余金の配当基準日と仮定し、第 14 条の定めに従って、残余財産分配日が属する事業年度の初日(ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日)(同日を含む。)から残余財産分配日(同日を含む。)までの実日数で日割計算により算出される甲種優先配当金の額をいう。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする甲種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。
3. 当会社は、本条第 1 項に定めるもののほか、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し残余財産の分配を行わない。

#### 第 16 条 (議決権)

甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### 第 17 条 (種類株主総会の決議事項)

当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、甲種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第 1 号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。

#### 第 18 条 (金銭を対価とする取得請求権)

甲種優先株主は、以下の各号に定めるいづれかの事由が発生したときは、法令の定める範囲内において、当会社に対し、金銭を対価として甲種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする(当該請求をした日を、以下「甲種優先株式取得請求日」という。)。かかる請求があった場合には、当会社は、甲種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、甲種優先株式取得請求日における会社法第 461 条第 2 項の分配可能額を限度として、甲種優先株主に対して、第 15 条第 2 項に定める甲種優先株式取得価額相当額の金銭の交付を行うものとする(ただし、本条にいう甲種優先株式取得価額を算出する場合は、第 15 条第 2 項の「残余財産分配日」を「甲種優先株式取得請求日」と読み替える。)。ただし、甲種優先株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合には、当会社が取得すべき甲種優先株式は、取得請求された株式数に応じた比例按分の方法その他当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法により決定する。

- (1) 2027 年 12 月 17 日を経過したとき。

- (2) 法令に基づき当会社の取締役会又は株主総会で承認されたいずれかの事業年度の計算書類により算出した当該事業年度末日における当会社の分配可能額が当該事業年度の末日における全ての発行済みの甲種優先株式の甲種優先株式取得価額及び全ての発行済みの乙種優先株式の乙種優先株式取得価額の合計額を下回るとき。ただし、当該事業年度の計算書類が承認された当会社の取締役会又は株主総会の日から 3 ヶ月以内に、当会社の分配可能額が当該事業年度の末日における全ての発行済みの甲種優先株式の甲種優先株式取得価額及び全ての発行済みの乙種優先株式の乙種優先株式取得価額の合計額以上となった場合は、この限りではない。
- (3) 当会社又はキオクシア株式会社が、自らの負担する金融債務について、当該金融債務にかかる期限の利益喪失事由(名称の如何を問わない。)の発生により、その支払期限よりも前に期限の利益を喪失したとき。ただし、金額が 2,000,000,000 円(又は他の通貨での同等額)以下である金融債務又はグループ会社間の借入又は劣後借入に基づく金融債務については、この限りではない。

#### 第 19 条 (金銭を対価とする取得条項)

当会社は、当会社の取締役会決議をもって別に定める日(以下本条において「甲種優先株式取得日」という。)が到来したときは、法令の定める範囲内において、甲種優先株式取得価額相当額の金銭の交付と引換えに、甲種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとする(ただし、本条にいう甲種優先株式取得価額を算出する場合は、第 15 条第 2 項の「残余財産分配日」を「甲種優先株式取得日」と読み替える。)。当会社が、取得対象となる甲種優先株式の一部のみを取得する場合には、取得対象となる甲種優先株式数に応じた比例按分の方法その他当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法による。

#### 第 20 条 (株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

1. 当会社は、甲種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
2. 当会社は、甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また甲種優先株主には株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

#### 第 4 章 乙種優先株式

#### 第 21 条 (乙種優先株式)

当会社の発行する乙種優先株式の内容は、第 2 章及び本章に定めるとおりとし、特に定めがない点については、普通株式と同一の内容とする。

## 第 22 条（譲渡制限）

譲渡による乙種優先株式の取得については、当会社の承認を得なければならない。

## 第 23 条（剩余金の配当）

- 当会社は、剩余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、普通配当に先立ち、乙種優先株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額(以下「乙種優先配当金」という。)の剩余金の配当(以下「乙種優先配当」という。)を行う。なお、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者への乙種優先配当の支払い及び甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種優先配当の支払いは同順位とする。
- (1) 乙種優先配当金の額は、乙種優先株式 1 株につき、当該配当に係る基準日の属する事業年度の乙種優先株式基本価額に乙種優先配当率を乗じて算出した額(ただし、乙種優先株式に係る払込期日が属する事業年度に属する日を基準日として剩余金の配当を行う場合又は事業年度終了日以外の日を基準日として剩余金の配当を行う場合は、当該配当に係る基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日)(同日を含む。)から当該配当に係る基準日(同日を含む。)までの実日数で日割計算とする。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする乙種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。  
(2) 本章において、「乙種優先株式基本価額」とは、払込期日の属する事業年度においては、100,000,000 円とし、翌事業年度以降は、前事業年度の末日時点における乙種優先株式基本価額に、前事業年度に属する日を基準日とする乙種優先配当金の全部又は一部の配当が行われなかった場合には当該未払いの乙種優先配当金の額を加算した額とする。ただし、ある事業年度において乙種特別配当が行われた場合には、当該乙種特別配当が支払われた日に当該乙種特別配当の額に相当する額を乙種優先株式基本価額から減額するものとする。なお、当該乙種特別配当が行われた場合、乙種優先配当金の額の計算にあたっては、当該乙種特別配当の日の前日(同日を含む。)までの期間については、当該減額前の乙種優先株式基本価額を、また、当該乙種特別配当の日(同日を含む。)以降の期間については、当該減額後の乙種優先株式基本価額を、それぞれ用いて日割計算を行うものとする。  
(3) 本章において「乙種優先配当率」とは以下に定める率(年率)をいう。ただし、ある事業年度の初日から当該配当に係る基準日までの期間に乙種優先配当率の変更が生じることになる場合、乙種優先配当金の額の計算にあたっては、変更前の期間については変更前の乙種優先配当率を、変更後の期間については変更後の乙種優先配当率を用いて、日割計算を行うものとする。

払込期日から 2024 年 6 月 16 日まで:4.30%

2024年6月17日から2025年3月31日まで:8.30%

2025年4月1日から2026年9月30日まで:7.30%

2026年10月1日から2027年3月31日まで:8.60%

2027年4月1日以降:9.90%

3. ある事業年度に属する日を基準日として、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対して本条第1項に基づき支払う1株当たりの乙種優先配当の額の合計額が当該事業年度に係る乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
4. 当会社は、その選択により、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当に先立ち、又は、普通配当、甲種優先配当若しくは乙種優先配当を行った後に、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、乙種優先株式1株につき、その時点における乙種優先株式基本価額から100,000,000円を控除した額を超えない範囲で、剩余金の配当(以下「乙種特別配当」という。)を行うことができる。なお、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者への乙種特別配当の支払い及び甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者への甲種特別配当の支払いは同順位とする。
5. 当会社は、本条第1項及び第4項に定めるもののほか、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し剩余金の配当は行わない。

#### 第24条(残余財産の分配)

1. 当会社は、残余財産を分配するときは、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭(以下「乙種優先株式取得価額」という。)を支払う。
2. 「乙種優先株式取得価額」は、乙種優先株式1株につき、残余財産分配日における乙種優先株式基本価額に、残余財産分配日における1株当たり未払配当金相当額を加算した額をいう。「残余財産分配日における1株当たり未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剩余金の配当基準日と仮定し、第23条の定めに従って、残余財産分配日が属する事業年度の初日(ただし、当該事業年度が払込期日の属する事業年度の場合には、払込期日)(同日を含む。)から残余財産分配日(同日を含む。)までの実日数で日割計算により算出される乙種優先配当金の額をいう。ただし、当該事業年度に属する日を基準日とする乙種優先配当金の全部又は一部の配当がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。
3. 当会社は、本条第1項に定めるもののほか、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し残余財産の分配を行わない。

#### 第25条(議決権)

乙種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

## 第 26 条（種類株主総会の決議事項）

当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、乙種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第 1 号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。

## 第 27 条（金銭を対価とする取得請求権）

乙種優先株主は、第 18 条各号に定めるいづれかの事由が発生したときは、法令の定める範囲内において、当会社に対し、金銭を対価として乙種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする(当該請求をした日を、以下「乙種優先株式取得請求日」という。)。かかる請求があった場合には、当会社は、乙種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、乙種優先株式取得請求日における会社法第 461 条第 2 項の分配可能額を限度として、乙種優先株主に対して、第 24 条第 2 項に定める乙種優先株式取得価額相当額の金銭の交付を行うものとする(ただし、本条にいう乙種優先株式取得価額を算出する場合は、第 24 条第 2 項の「残余財産分配日」を「乙種優先株式取得請求日」と読み替える。)。ただし、乙種優先株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合には、当会社が取得すべき乙種優先株式は、取得請求された株式数に応じた比例按分の方法その他当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法により決定する。

## 第 28 条（金銭を対価とする取得条項）

当会社は、当会社の取締役会決議をもって別に定める日(以下本条において「乙種優先株式取得日」という。)が到来したときは、法令の定める範囲内において、乙種優先株式取得価額相当額の金銭の交付と引換えに、乙種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとする(ただし、本条にいう乙種優先株式取得価額を算出する場合は、第 24 条第 2 項の「残余財産分配日」を「乙種優先株式取得日」と読み替える。)。当会社が、取得対象となる乙種優先株式の一部のみを取得する場合には、取得対象となる乙種優先株式数に応じた比例按分の方法その他当会社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法による。

## 第 29 条（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

1. 当会社は、乙種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
2. 当会社は、乙種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また乙種優先株主には株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

### 第 30 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### 第 31 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

### 第 32 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、代表取締役のうち取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第 33 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第 34 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

### 第 35 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第 36 条（種類株主総会）

1. 第 32 条、第 33 条及び第 35 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
2. 会社法第 199 条第 1 項及び第 238 条第 1 項の決定については、いかなる種類株主総

会の決議も要しないものとする。

## 第 6 章 取締役及び取締役会

### 第 37 条 (員数)

当会社の取締役は、3 名以上とする。

### 第 38 条 (選任方法)

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### 第 39 条 (任期)

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

### 第 40 条 (代表取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

### 第 41 条 (取締役会の招集権者及び議長)

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役のうち取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

### 第 42 条 (取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 第 43 条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### 第 44 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第 45 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 46 条 (取締役の責任免除)

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

### 第 7 章 監査役及び監査役会

#### 第 47 条 (員数)

当会社の監査役は、3 名以上とする。

#### 第 48 条 (選任方法)

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 49 条 (任期)

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## 第 50 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

## 第 51 条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

## 第 52 条（監査役会の議長）

監査役会の議長は、常勤監査役がこれに当たる。ただし、常勤監査役が議長の職務を行うことができないときは、監査役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の監査役がこれに代わる。

## 第 53 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## 第 54 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 55 条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第 8 章 会計監査人

## 第 56 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。ただし、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容は、監査役会が決定する。

### 第 57 条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第 58 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て代表取締役の決定をもって定める。

## 第 9 章 計 算

### 第 59 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

### 第 60 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に規定される事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

### 第 61 条（剰余金の配当等）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前二項に定める場合のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
4. 未払の剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

### 第 62 条（配当財産の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

以上